

# 平成30年第11回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年11月20日（火） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（23名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
		18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	長野壯二	21番	濱田誠	22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守	28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治	31番	松尾秀樹
32番	永江友義			34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗				

職員（4名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	尾付野直樹
農地係主査	福留章乃

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- |           |                    |      |
|-----------|--------------------|------|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条許可（農委）申請について | (2件) |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条申請について       | (3件) |
| (3) 議案第3号 | 農用地利用集積計画について      | (1件) |
| (4) 議案第4号 | 非農地証明について          | (3件) |
| (5) その他   |                    |      |

6 その他

事務局長 　　ただ今から平成30年第11回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。  
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。  
5番 深水美佐子委員、7番 赤崎敬一郎委員をお願いいたします。  
  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
  
　　　　　　　(なしの声あり)  
  
意見が無いようですので、会務報告を終わります。  
  
次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局  
(尾付野) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明  
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている  
と判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果  
並びに補足説明をお願いします。

35番委員 　　11-1番について説明申し上げます。譲渡人の●●様にはお子様がお  
られませんで、現在は甥っ子でられます●●さんが●●様の世話をされて  
いるという状況であります。耕作も●●さんがされているということで  
今回農地を贈与されるものであります。●●様は施設に入所中でありまし  
て早めの名義変更が必要ということで申請されたものです。以上です。

29番委員 　　11-2番について説明いたします。●●さんが現在体調を崩されてお  
られます。申請地が受人の●●さんの農地に隣接(上下)しており購入し  
て1枚の水田にしたいという考えを●●さんにされたところ快く承諾され  
たようです。特に境界等問題はないようです。審議の方宜しくお願い致し  
ます。

議長 　　　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等  
はあり

ませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明  
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

18番委員

11-1番と11-2番について説明いたします。申請場所は元の泊野の農協支所で504号線沿いにあります。11-1番の●●さんは住所は福岡県であります但现在は泊野の実家にお住まいのようです。申請されている2筆の水田は本年まで近所の方が水稲作付されていましたが、来年から作らないという申し出があり本人は農機具等も所有していないことから太陽光の設置について申請をされたようです。次に11-2番の●●さんは一人でお住まいです。申請地農地の5筆のうち2筆は2、3年前から作付がなされず荒れていました。このような中で隣接する●●さんが太陽光を申請しているということを知られて一緒に設置したいということのようです。ご審議方よろしくをお願いします。

11番委員

11-3番について説明いたします。申請地はウッドタウンの敷地内にあり境界、排水路等の問題はありませんでした。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

4番委員

11-1と11-2についてであります。11-2の●●さんは●●さんのことを聞かれて申請されたようですが業者が違うのはどうしてでしょうか。

事務局

現地調査の際に分かったことですが、11-1の受人の●●さんは11-2の受人の株式会社●●の社員さんでありました。法人と個人ということで全く違う方のように見えますが先ほど説明いたしましたとおり関連があられる方です。また、どちらも別々に経済産業省の許可はとられ

ておられるようです。以上です。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。議事参与制限の案件がありますので、6ページの11-1番について審議いたします。●●委員の退出をお願いします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(福留)

「議案第4号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

20番委員

11-1番について説明いたします。渡人と受人は孫と祖父の関係であります。現地調査の結果進入路、排水路等問題はありませんでした。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

「議案第4号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

3 5 番委員 1 1－1 番について報告いたします。申請地は山の中にあります。道路は軽乗用車がやっと入るような状況でありました。申請地は道路より下にあり農業機械が入るような状況ではありません。また、申請者の●●さんは脳梗塞を患われていまして今後耕作できる状況でもないようであります。また、お父様が亡くなられた13年ほど前から耕作されてない状況であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

3 4 番委員 1 1－2 番について説明いたします。総会資料の12ページに地図がありますが、申請地は牛舎の中になっています。申請者の●●さんは40年ほど前に牛舎の所有者（●●さん）に農地を売買されていましたが、当時は未相続農地で名義変更ができなかったようです。今回農地でないことから非農地として判断するものです。よろしくお願ひします。

1 3 番委員 1 1－3 番について説明いたします。資料の13ページの地図を見ていただきたいと思ひます。申請地は国道ができるときに残った農地であったようです。このため面積が狭いことと形が悪い、水の取り入れ口がないことから、今まで農地として活用されていませんでした。現在は更地となっています。このような状況での申請であります。よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願ひ」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願ひ」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(5)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

事務局長 農地の最適化の推進に関する意見書(案)について朗読及び説明

議長 事務局より説明のありました。意見書に対して、ご意見等ございせんか。

なお、この意見書につきましては、農業委員会として必ず町長に提案しなければならぬようです。もし、意見等がなければ、町長に後日、提出いたします。

意見はありませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、農地の最適化の推進に関する意見書について提出することに賛成することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、農地の最適化の推進に関する意見書については決定いたしました。後日、町長に提出いたします。

他にありませんか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・班会の開催について（農地中間管理機構との連携）
- ・平成30年度総会日程（11月～3月）について（資料配布）
- ・農地法第5条申請の不許可案件について（報告）
- ・吊り下げ型の名札の配布・活用について（訪問時に使用）

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

4番委員

不許可ということでしたが来年より権限移譲を受けるようになっていますが、今回のケースのように県の意見はもらえないのでしょうか。

事務局

権限移譲を受けますと許可、不許可は町の判断となりますが、事前に県に対して意見（助言）をもらうことも考えています。

9番委員

班会の記録はいらぬのか。

事務局

記入用紙を準備しますので話し合われたことを記載され提出をお願いします。

8番委員

話は戻りますが、権限移譲を受けた後の農地転用の現地調査は今までの対応でよろしいのでしょうか。

事務局

おっしゃられるとおり初めての案件など極めて判断が難しい場合には委員全員で現地を見たり申請人の話を聞いたりして判断して頂きたいと思えます。

議長

権限移譲につきましては非常に責任が重くなってきます。委員全員で勉強をして全員で対応していきたいと考えています。

それでは、続きましてあいさつの時にお話しいたしましたが、農政課：上井誠有害鳥獣対策係長より前回の総会で出ました質問に対する説明があります。よろしくお願いいたします。

農政課  
有害鳥獣対策係  
議長 「電気柵及びワイヤーメッシュ柵等で困った農地の中での耕作放棄地の対応について」説明  
ただ今の農業振興係からの説明について何かございませんか。

18番委員 電気柵で困った中の耕作放棄地は事業から除外していいのか。

農政課  
有害鳥獣対策係 その農地を外すことで管理するための交付金がもらえないことから管理ができなくなることも考えられます。また、管理しなければならない年限につきましては事業ごとに違いますのでご注意ください。

議長 電気柵等の管理をしながら中の農地も管理しなければならないものと考えてやってください。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、平成30年第11回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局 この会場で班会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。  
以上で総会を終了いたします。  
全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員 5 番委員

委 員 7 番委員